

第 2 章 災害予防

第2章 災害予防

第1節 災害に強いまちづくり

(1) 計画的な土地利用と市街地整備の増進

町民が安全で住み良く、暮らしやすい生活環境の確保を図るため、防災に配慮した土地利用や市街地整備に取り組み、災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

【対 策】

1	計画的な土地利用の推進	……	企画総務課・都市整備課
2	自然災害回避行政の推進	……	地域防災課・都市整備課
3	市街地の整備	……	都市整備課
4	盛土の安全性把握調査の実施	……	都市整備課
5	再生可能エネルギーの利活用推進	……	環境課

1) 計画的な土地利用の推進 [企画総務課・都市整備課]

① 保水機能の向上

河川整備と連携して、緑地の保全を図り、保水機能の向上を図る。

② 防災空間の確保

災害時において、避難者の安全確保を図るため、市街地の中に公園等のオープンスペース（防災空間）を確保することは、「災害に強いまちづくり」の基本的な課題である。オープンスペースは、救護活動、物資集積等の拠点、ガレキ集積場所、ヘリコプターの臨時発着場、応急仮設住宅の建設場所などに利用することができ、極めて重要かつ多様な役割を果たす。

③ 応急活動用空地の選定

大規模災害時には、避難場所、救援物資輸送車両集結場所、給食給水拠点、応援部隊集結拠点、災害用仮設トイレ設置場所等の活動に多くの空地を必要とするため、選定基準、選定方法について定め、これらの応急活動用空地の確保に努める。

2) 自然災害回避行政の推進 [地域防災課・都市整備課]

風水害や地震、土砂災害などの自然災害から町民の生命・財産を守るために、町民に情報を提供するとともに、県と一体となって自然災害回避行政を進める。

① 情報の提供

自然災害が発生しやすい土地については、県で作成したアボイドマップや地震被害想定調査、山地災害危険地区箇所図などに示されている区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域など、これら情報を町民に提供する。

② 自然災害回避行政

自然災害の発生する危険性が高い箇所へ適切な災害予防対策を実施する。また、現行法に基づく規制制度等を活用して安全な土地利用を誘導する。

3) 市街地の整備 [都市整備課]

都市基盤の整備を推進し、公園、緑地の整備等の防災空間の確保に努める。

4) 盛土の安全性把握調査の実施 [都市整備課]

盛土による災害防止のための総点検の結果、人家・公共施設等に被害を及ぼす恐れがあると判断したものについて、盛土の安全性を把握する調査を進め、土砂の撤去や崩落防止の必要性について検証する。

5) 再生可能エネルギーの利活用推進 [環境課]

再生可能エネルギーは、災害時にも発電等が可能なことから、町内の公共施設等において、太陽光発電や蓄電池等を用いた自立・分散型による災害時の活用方法の実現に向けた検討を進めていく。

(2) 治水対策

近年は1時間あたり100mmを越す集中豪雨が増加し、大きな被害が生じていることから、河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進する。

【対 策】

1	安全性に配慮した行政指導の実施	……	都市整備課
2	浸水想定区域における避難の確保	……	地域防災課
3	要配慮者利用施設における避難、浸水対策等	……	福祉課・地域防災課

1) 安全性に配慮した行政指導の実施 [都市整備課]

大規模な開発行為等については、地域の特性や必要に応じた対策を実施するよう事業者を指導する。

2) 浸水想定区域における避難の確保 [地域防災課]

洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、以下の事項について定めるとともに、町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

- ① 洪水予報の伝達方法
- ② 避難場所及び避難経路に関する事項
- ③ 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項
- ④ その他洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ⑤ 浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものの名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

3) 要配慮者利用施設における避難、浸水対策等 [福祉課・地域防災課]

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災

体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づき自衛水防組織を設置するものとし、作成した計画、自衛水防組織の構成員等及び計画に基づき実施した避難誘導等の訓練の結果について町長に報告する。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努め、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(3) 下水道整備

下水道は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的とした汚水排除施設の整備と浸水の防除を目的とした雨水排除施設等の整備を実施している。近年都市化の進展等に伴う浸透面積の減少により、雨水の流入量が増加し、河川や下水道にかかる負担が増加していることに加え、短い時間で降雨が集中する大雨が発生することによる内水氾濫の発生リスクが増大していることを踏まえ、下水道による浸水対策を一層推進していく必要がある。このため、ハードとソフト（内水浸水想定区域図の作成・周知等）の一体的な浸水対策を推進する。

また、排水施設等の拡充や河川改修事業との連携を図りながら、さらに安全度を向上させる。

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより大規模風水害等の災害発生後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

浸水被害対策区域を指定した下水道管理者は、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減の推進に努める。

【対 策】

1	下水道整備	……	上下水道課
2	内水浸水想定区域図の作成・周知	……	上下水道課、地域防災課

1) 下水道整備 [上下水道課]

マンホール等の蓋の浮上防止等の対策を推進する。

2) 内水浸水想定区域図の作成・周知 [上下水道課、地域防災課]

内水浸水想定区域図を調査・作成しするとともに、ハザードマップ等の簡潔で理解しやすい方策により地域住民へ周知する。

(4) 水害予防施設の維持補修

農地・農業施設及び周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所改修や補強などの、地域の安全性を確保する。

【対 策】

1	農業用施設等の整備・改修	……	農林課・上下水道課
2	農地保全施設等の整備・維持補修	……	農林課
3	尺里川水系用水路排水樋門の操作	……	農林課

1) 農業用施設等の整備・改修 [農林課・上下水道課]

脆弱化した水路等の農業用施設の改修工事を計画的に推進する。

河川内の農業用工作物の構造が不十分な施設について整備補強工事を計画的に実施する。

2) 農地保全施設等の整備・維持補修 [農林課]

農道、林道の各施設について機能の保持又は向上のための維持補修を行う。

3) 尺里川水系用水路排水樋門の操作 [農林課]

降雨等により尺里川が既定の水位に達した場合は、「尺里川水系第1・第4用排水区幹線樋門操作規則」に基づき樋門を操作し、用水路への逆流を防止する。

(5) 崩壊危険地等の災害防止

本町には、急傾斜地崩壊危険区域5箇所、土砂災害警戒区域200箇所及び土砂災害特別警戒区域159箇所があり、地震や大雨による崖崩れ、土石流等土砂災害の危険が多数存在する。

豪雨等によるがけ崩れ、土石流等の土砂災害に備えるため、町は、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に警戒避難体制の整備を図り、町民に対しこれら危険箇所の周知と災害発生時における避難体制の確立などの防災体制を整備する必要がある。

【対 策】

1	土砂災害の予防対策	……	都市整備課・農林課
2	避難指示等の発令基準及び対象区域の設定等	……	地域防災課・都市整備課
3	ハザードマップの作成	……	地域防災課
4	避難措置の周知徹底	……	地域防災課

1) 土砂災害の予防対策 [都市整備課・農林課]

急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、山地災害危険地区の災害防止工事の実施を県と協力して促進する。また、土砂災害が発生するおそれがある箇所についてその所有者等に対して十分なよう壁、排水施設、その他必要な防災工事等の改善措置をとるようにする。

2) 避難指示等の発令基準及び対象区域の設定等 [地域防災課・都市整備課]

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。

発令基準の設定に際しては、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、危険度の高まった区域等に避難指示等が発令できるよう、発令単位をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

避難所の指定や避難経路の設定を進めるため、土砂災害警戒区域に居住する地域住民や観光旅館、要配慮者利用施設の関係者等に対して、土砂災害対策に関する計画内容の周知を徹底するとともに、土砂災害のおそれがある箇所の把握に努め、県と連携し、必要に応じて点検・パトロール等を実施する。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、

災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づける。

3) ハザードマップの作成 [地域防災課]

土砂災害警戒区域等が指定されたときは、地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を図る。

4) 避難措置の周知徹底 [地域防災課]

町民に対し土砂災害危険箇所、避難場所（資料編『資料－4』(p.247)による）、避難路、心得など周知の徹底を図る。

(6) 建築物の安全確保

建築物をはじめ、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、ブロック塀等の安全対策を総合的に進める他、建築物の安全確保について必要な措置を行う。

【対 策】

1	普及・啓発	……	地域防災課・都市整備課
2	応急対策上重要な施設の安全確保	……	各所属課

1) 普及・啓発 [地域防災課・都市整備課]

落下物防止や浸水防止の普及・啓発を行うとともに、建築物所有(管理)者に対して、指導助言を行う。

2) 応急対策上重要な施設の安全確保 [各所属課]

不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第2節 災害時応急活動に資する事前準備の充実

(1) 災害時情報収集・提供体制の拡充

災害時に、その被害を最小限に止め、迅速・的確な災害応急対策活動を行うためには、被害状況を素早くかつ正確に収集、伝達することが重要である。

災害が発生した場合、電話の不通や集中等、通信施設の被災、商用電源の停止等による通信不能が発生し、被害情報収集活動や内部相互間の情報受伝達また、避難者への正確な情報の提供ができなくなるなど、災害対策本部の機能が極端に低下することが予想される。災害が発生した場合にも機能する通信手段の整備が必要となる。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

【対 策】

1	通信手段の整備	……	地域防災課
2	通信体制の整備	……	地域防災課
3	初動対応期の情報管理収集体制の整備	……	地域防災課
4	安否情報確認のためのシステムの普及啓発	……	地域防災課
5	災害時広報体制の充実	……	企画総務課・地域防災課
6	安否情報システムに基づく安否不明者の問い合わせ対応、氏名等公表に係る準備	……	地域防災課・町民税務課・保険健康課

1) 通信手段の整備 [地域防災課]

災害時に、迅速かつ正確な情報受伝達を行うため、防災行政無線の整備、優先電話の災害時対策、アマチュア無線の活用など通信手段の整備を推進するとともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及びLアラート(災害情報共有システム)の着実な運用に努める。

① 防災行政無線固定系の整備

災害情報の迅速確実な伝達を期すため、防災行政無線難聴地域の解消に努める。

また、情報伝達方法が多様となる子局のデジタル化を推進するほか、防災行政無線と接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

② 防災行政無線移動系の整備

無線機整備済みの支所、小中学校、消防団、共和地区自治会等のほか、自主防災組織、防災上重要な施設への整備について検討し、災害時優先電話不通時の情報の収集伝達手段を確保する。

③ 防災行政無線戸別受信機設置への支援

町民が設置する防災行政無線戸別受信機の設置費の支援を行い設置の拡大に努める。

④ 災害時優先電話の活用

防災センター及び防災上重要な施設への災害時優先電話の指定について東日本電信電話(株)神奈川事業部と協議し、緊急連絡体制の整備を図る。

⑤ 特設公衆電話・仮設電話の整備

避難所への特設公衆電話・仮設電話の優先的設置について東日本電信電話(株)神奈川事業部と協議する。

⑥ 衛星電話の整備

災害時優先電話の不通時や携帯電話が使用できない地域での情報受伝達を確保するため、既に整備をしている衛星電話を引き続き維持管理していく。

⑦ パソコンネットワークの整備

防災関係機関、避難所等の相互において情報を共有し、迅速な意思決定を行うため、パソコンネットワーク環境を整備する。

⑧ アマチュア無線の活用

災害時の通信手段を補完するため、既に整備をしているアマチュア無線機器の維持を図るとともに、操作・通話訓練を実施する。

⑨ 非常用電源設備の整備等

災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備及び非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底を図る。また、無線設備及び非常用電源設備は、耐震性のある堅固な場所への設置を図る。

⑩ 要配慮者に配慮した多様な情報伝達手段の整備等

要配慮者に配慮するため、防災行政無線（戸別受信機を含む）、有線系や携帯電話も含め、多様な情報伝達手段の整備に努める。

2) 通信体制の整備 [地域防災課]

① 連絡用電話等の指定

町及び防災関係機関は、連絡用の電話、FAX、e-mail、ホームページ等を指定しておき、連絡体制を整備する。

② 無線従事者の養成

防災行政無線・アマチュア無線の運用にあたり、必要となる無線従事者を計画的に養成し、無線局の運用体制の充実を図る。

③ 被災者支援に関する情報システムの構築等

罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者台帳システムの運用を図る体制の整備に努める。

また、住民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図るとともに、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図るとともに、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努める。

④ 報道機関との協力体制の確立

報道機関（テレビ、ラジオ、新聞など）の協力のもと、Lアラート（災害情報共有システム）を利用した災害時における災害報道の充実を図ることで、被災者に対して必要な情報を提供できるような体制の維持を図る。

⑤ 災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保

アマチュア無線団体などと連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を維持する。
また、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

⑥ システムの適切な管理及び操作の習熟

災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努める。

3) 初動対応期の情報管理収集体制の整備 [地域防災課]

初動対応時には、人命の安全確保を目的として、主に、以下の情報を収集し、各種の意思決定に反映させる必要がある。

① 初動対応時に収集する情報

ア 要救出現場数

地盤振動、地盤の液状化、崖崩れ等に起因して発生する要救出現場数（生き埋め者のいる可能性のある現場数）について、危機管理上極めて重要であるため、早期に把握する。

イ 二次災害危険箇所（土砂災害発生箇所、道路陥没箇所等）

土砂災害発生箇所、道路陥没箇所、構造物の崩壊、危険物質等による爆発、流出などによる二次災害を防止するため、関係機関等と連携し情報収集を実施する。

② 情報収集体制

初動職員で収集することになっている情報を効果的に収集するために、必要に応じて情報収集体制を整備する。

ア 情報収集担当区体制の整備

職員の居住区を考慮した「情報収集担当区」を定め、「情報収集担当区表」を作成する。
この場合、20～30分程度で徒歩、自転車、公用車等を用いて回りきれ程度の範囲とする。

また、情報収集担当者用の情報収集要領を整備する。

イ 情報管理体制の整備

情報収集担当者、自主防災組織災害情報連絡員、町民等から通報される災害情報の集約・分析・管理体制を明確にしておく。また、防災関係機関等との情報の共有化対策、町民等からの通報等への対応について、防災訓練等を通じて実践していく。

4) 安否情報確認のためのシステムの普及啓発 [地域防災課]

災害時における安否情報の確認のためのシステムの効果的・効率的な活用が図られるよう、東日本電信電話(株)神奈川事業部等の通信事業者と協力し、町民に対する普及啓発に努める。

5) 災害時広報体制の充実 [企画総務課・地域防災課]

災害時において、町民に対する迅速かつ正確な情報提供、また、町民、自主防災組織等に対する防災活動喚起、行動の指示のため、町は、防災行政無線、広報車等により災害時広報を行うことになる。

平常時から、災害時広報要領、災害対応段階の推移に応じた広報内容の整備を図るとともに、勤務時間外での災害発生に対しても的確な災害時広報活動ができるよう、防災行政無線の取扱い方法など職員に対し必要な研修を行う。

6) 安否情報システムに基づく安否不明者の問い合わせ対応、氏名等公表に係る準備

[地域防災課・町民税務課・保険健康課]

町は、国が運用する安否情報確認システムの入力操作について習熟を図るとともに、入力データの基礎となる情報共有について関係課間で連携を図る。

この際、国及び県の災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針に基づき、人命を最優先に迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、あらかじめ安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等の公表要領等を定める。

(2) 災害対策本部等組織体制の拡充

災害対策本部は、災害応急対策上重要な指示又は総合調整を行う統制機関であり、国、県及び防災関係機関と相互に協力して災害応急対策を実施する。

災害時における応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部機能の充実に取り組む必要がある。

【対 策】

1	組織体制の充実	……	地域防災課
2	業務継続体制の確保	……	企画総務課

1) 組織体制の充実 [地域防災課]

被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実に努める。また、庁舎等が被災した場合の代替施設の確保に努める。

2) 業務継続体制の確保 [企画総務課]

防災中枢機能を果たす公共施設の設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。また、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備などの非常用通信手段の確保に努める。

(3) 救助・救急、消火活動体制の拡充

救助・救急、消火活動は、消防機関が中核となり、被災の状況によっては、消防、警察の広域応援や自衛隊等の協力を得ながら実施することとなっている。町では、こうした活動の中核として機能が発揮できるよう消防力を確保するため、防災対策の拠点となる防災センターを建築するなど、災害時の活動体制の強化を図ってきた。

【対 策】

1	職員の役割の明確化	……	地域防災課
2	災害対策本部設置前の緊急な対応	……	地域防災課
3	動員配備体制の整備	……	地域防災課
4	災害対策本部室等の機能の強化	……	地域防災課
5	災害対策本部運用訓練の実施	……	地域防災課
6	孤立化対策の推進	……	地域防災課
7	広域応援拠点の整備	……	地域防災課
8	資機材の確保	……	地域防災課

1) 職員の役割の明確化 [地域防災課]

- ① 災害対策本部の設置基準及び動員配備基準
- ② 初動対応期の活動及び災害対策本部職員としての役割の明確化と自覚（役割意識）
- ③ 活動内容

2) 災害対策本部設置前の緊急な対応 [地域防災課]

勤務時間外の大規模災害発生直後、町民の生命と財産を守るため緊急な対応が必要な場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、初期に登庁した職員で協議し、必要な応急対応ができる体制を検討しておく必要がある。また、本庁職員については、町民への伝達方法となる防災行政無線等の取扱い方法の熟知に努める。

《災害対策本部設置前の緊急な対応例》

- 避難指示等の決定
- 小田原市消防本部、消防団の出動要請
- 自主防災組織等に対する応急対策の要請
- 災害情報の収集、集約、分析

3) 動員配備体制の整備 [地域防災課]

災害時の職員動員配備基準を職員に周知徹底するとともに、職員研修、防災訓練、緊急参集訓練等により、町職員としての自覚、参集の義務を認識させる。

4) 災害対策本部室等の機能の強化 [地域防災課]

① 災害対策本部の充実

災害対策活動の中核である災害対策本部室の機能強化を図る。

② 通信、電力等の優先復旧体制の整備

東日本電信電話(株)神奈川事業部、東京電力パワーグリッド(株)小田原支社と防災センター等の防災基幹施設における通信、電力の優先復旧方針（施設・場所、復旧方法等）について協議し、調整しておく。

③ 応急対策用地図の作成・整備

避難所、危険地域、町役場・支所、消防出張所、消防団詰所、重要道路、給水拠点、物資集積所、ヘリポート等を記載した、応急対策用の地図を作成・整備する。

5) 災害対策本部運用訓練の実施 [地域防災課]

県及び防災関係機関等と連携し、災害対策本部の設置、職員参集、応急対策などの災害対策本部運用訓練を実施し、災害時における体制の整備に努める。

6) 孤立化対策の推進 [地域防災課]

県と連携して、孤立化する可能性のある地域の状況を検証し、対策を検討する。

また、孤立化対策の検討結果等を踏まえ、対策の推進に努める。

7) 広域応援拠点の整備 [地域防災課]

消防・警察等の広域応援、自衛隊の災害派遣に備え、広域応援拠点の整備について、周辺市町・県と協議し整備を図る。

8) 資機材の確保 [地域防災課]

資機材の確保、強化については、県の支援に基づき資機材の整備をして消防力の強化を図る。

(4) 避難対策

令和3年5月に新たな「避難情報に関するガイドライン」が内閣府から示され「警戒レベル」を用いた防災気象情報の運用が開始された。これに伴い、町では災害から迅速に避難するための避難情報の発令基準、避難情報の伝達要領、避難所の開設・運営要領等について見直しを実施し、広報誌、ハザードマップ等を用いて町民に継続して周知する。

土砂災害等からの人的被害の防止、また、建築物の倒壊等により、住居を失った被災者を一時収容・保護するため、町は、事前に避難場所及び避難所を指定・確保するとともに、避難所におけるバリアフリー化など、その施設等の整備を図り、避難者の安全対策を推進する。

町の避難場所・避難所の区分は以下のとおりである。

No.	名称	内容
①	避難所（建物） （資料編『資料－5』 （p.248）による）	大災害が発生し、家屋等が被害を受け、日常生活が困難となったとき、宿泊、給食等の生活機能を提供できる場所。
②	避難場所（広場） （資料編『資料－4』 （p.247）による）	一時避難場所での避難が危険・困難になった場合に避難する場所。避難所へ避難する前の中継点として、各地区にある公共施設等を選定。
③	一時避難場所	自主防災組織が選定した避難時の集合場所。災害の推移や避難人員の確認、自主防災組織の災害対策活動の拠点ともなる。

【対策】

1	避難情報の発令基準の作成	……	地域防災課
2	避難情報の伝達	……	地域防災課
3	指定緊急避難場所及び避難所の確保及び整備	……	地域防災課
4	避難計画の策定	……	地域防災課・福祉課
5	避難所の運営	……	教育部（こども教育課、生涯学習課）・地域防災課、自主防災組織
6	避難場所等の町民への周知	……	地域防災課
7	避難訓練	……	地域防災課・福祉課
8	応急仮設住宅等	……	都市整備課・定住対策課
9	広域避難（町外への避難）	……	地域防災課
10	動物救護対策	……	環境課・地域防災課
11	緊急ヘリコプター離発着所の確保	……	地域防災課
12	感染症対策	……	保険健康課・地域防災課

1) 避難情報の発令基準の作成 [地域防災課]

災害時の避難情報の発令を実効性あるものにするため、避難情報の発令の判断基準等について、戸別配布資料（ハザードマップ、防災ハンドブックなど）等により平素から町民への周知を図るよう努める。

なお、判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断する。

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに

避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

避難指示の発令の際には、避難所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

避難指示等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

(「避難情報に関するガイドライン」内閣府(令和3年5月)を基に作成)

No.	避難情報等	内容
①	【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ・発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ・居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
②	【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ・発表される状況：気象状況悪化 ・居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
③	【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・発令される状況：災害のおそれあり ・居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等^{※1}は危険な場所から避難(立退き避難^{※2}又は屋内安全確保^{※3})する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
④	【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・発令される状況：災害のおそれ高い ・居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
⑤	【警戒レベル5】 緊急安全確保 ^{※4} (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ・居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

※2 立退き避難の避難先例

1) 指定緊急避難場所

(災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所。小中学校、公民館、マンション・ビル等の民間施設、高台・津波避難ビル・津波避難タワー等)

2) 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先

(これらが存する場所や避難経路が安全であることをハザードマップ等であらかじめ確認するとともに、遠方にある場合は早めに避難する。)

※3 屋内安全確保の行動例

- 1) 自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難と呼称されることもある）
- 2) 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（待避）

※4 緊急安全確保の行動例（ただし、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

- 1) 洪水等のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。
- 2) 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

注：居住者等は、既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと認識するとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要。

2) 避難情報の伝達〔地域防災課〕

避難情報の伝達に際して、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政無線や消防団、自主防災組織をはじめとした効果的、かつ確実な手段を複合的に活用し、避難対象地域の町民に迅速かつ的確に伝達できるよう努める。

同一の水系を有する市町間において、相互に避難情報を共有するよう努める。

3) 指定緊急避難場所及び避難所の確保及び整備〔地域防災課〕

災害種別に応じた指定緊急避難場所及び避難所（福祉避難所を含む）を指定し、日頃から住民等への周知徹底や災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り早期から開設するよう努める。また、指定緊急避難場所と避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。県立施設や民間施設等を指定緊急避難場所及び避難所として指定する場合は、協定等の締結により、施設管理者との役割分担の明確化を図る。

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ準備し、平常時から、避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等をホームページやあんしんメール等の手段により周知を図り、避難の円滑化に努める。

避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

4) 避難計画の策定〔地域防災課・福祉課〕

災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、河川管理者等と十分協議のうえ、過去の洪水等による浸水実績、土砂災害記録等により、避難対象地域を特定する。また、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

町が定める「避難行動要支援者支援計画」に基づき、関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自治会、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、災害時要支援者の避難要領を訓練・検証して個別避難計画の実効性確保に努める。

浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、以下の事項について定めるとともに、町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

- ① 洪水予報の伝達方法
- ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③ 浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で、施設利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地、洪水予報の伝達方法

洪水等により浸水が想定される区域の避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

5) 避難所の運営〔教育部（こども教育課・生涯学習課）・地域防災課、自主防災組織〕

感染防止対策や男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点などに十分配慮するほか、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び町職員で構成する避難所運営委員会を設置し避難所運営マニュアルを作成するとともに、開設・運営訓練を実施して避難所の円滑な運営を行う。

- ① 被災者が安心して避難所で避難生活が送れるよう、適切な避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備や必要に応じ電力容量の拡大に努めるなど、必要な対策に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- ② 避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。
- ③ 避難所等における女性や子供等を保護するため、居住区域、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間問わず安心して使用できる場所に設置するとともに照明を増設する。
- ④ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスター掲載や避難所運営委員会による巡察を実施するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- ⑤ 避難所や避難場所に避難した観光客、町外からの広域避難者、ホームレス等についても、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
 - ⑥ 無停電電源の整備、冷暖房設備の整備、車いす用通路の整備等、避難所の生活環境向上に努める。
 - ⑦ 防災備蓄庫を設置し、食料、毛布、簡易トイレ等を備蓄する。
 - ⑧ 情報伝達対策として、防災行政無線屋外子局の設置、戸別受信機の整備、特設公衆電話設置等の対策を図る。
 - ⑨ その他、避難所運営に関し、必要な対策を図る。
- 6) 避難場所等の町民への周知 [地域防災課]
- ① 災害時に町民が安全かつ迅速に避難が行えるよう、指定した避難場所、避難所及び自主防災組織が指定する一時避難場所を広報紙、防災ハンドブック等により、周知徹底する。また、二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断、ガスの閉塞が確実に実施されるよう、日頃から啓発すると共に、電気復旧の通電の際には、地域に周知し通電火災の予防に努める。
 - ② 日頃から住民等に対し、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知・普及に努める。
 - ③ 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
また、浸水想定区域の指定があったとき及び洪水等により浸水が想定される区域の洪水予報の伝達方法、避難場所等その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を住民に周知するよう努める。
 - ④ 山間地で避難場所等までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な場合には、避難行動の実効性を確保するために車両を活用して避難することが可能であることも併せて周知する。
また、観光客や外国人等にもわかりやすい避難所案内板、表示板の設置に努める。
 - ⑤ 一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。
- 7) 避難訓練 [地域防災課・福祉課]
- 安全・的確に避難行動が取れるよう、指定緊急避難場所等への住民参加の避難訓練を実施し、災害時における混乱防止を図る。
- 8) 応急仮設住宅等 [都市整備課・定住対策課]
- 災害による避難者の健全な住生活の早期確保に対応するため、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能な用地を把握するなど、供給体制を整備する。また、災害時における被災者用の住居として、利用可能な町営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう体制を整備する。

また、従来のプレハブ型の応急仮設住宅のほかに、地元の工務店等を活用した新たな工法や供給体制についても検討する。

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

9) 広域避難（町外への避難）〔地域防災課〕

- ① 大規模風水害、火山噴火災害等の災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会、富士山火山災害連絡協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- ② 広域避難先の指定にあたっては、県及び関係機関と連携して、災害に対する全体最適化を考慮しつつ、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- ③ 広域避難の実施にあたっては、その「対象地域」「対象者」「開始時期」「実施要領（手段、集合場所、携行品、連絡要領、経路、）」「受け入れ場所の状況」について明らかにして、できる限り余裕をもって避難対象者に周知するに努める。

10) 動物救護対策〔環境課・地域防災課〕

- ① 飼い主がわからない動物、若しくは、飼い主が飼育することが困難な動物を保護し県の動物救護体制が整うまでの間の一時的な保管や飼い主とともに避難した動物の適切な飼育指導等、環境衛生の維持に努める。
- ② ペット同行避難のルールについて、予め町民に周知する。さらに、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー対策、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任など、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づける。

必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

11) 緊急ヘリコプター離発着所の確保〔地域防災課〕

町が指定するヘリコプター臨時離発着場のほか、地震等により孤立が予想される地域の避難及び物資等の緊急輸送に対応するため、緊急ヘリコプター離発着場の適地を防災関係機関と協議し、確保に努める。

12) 感染症対策〔保険健康課・地域防災課〕

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症発生した場合や受け入れる際の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(5) 帰宅困難者対策

大規模災害により交通機関の運行が停止した場合、帰宅困難者（観光客等町外からの来訪者）が発生すると予想される。このような帰宅困難者が、一斉に帰宅行動を開始した場合、身体・生命の危険や緊急輸送道路の確保の観点から大きな混乱の発生が懸念されるため、二次被害防止のための対応が必要である。

本町においても、災害時における帰宅困難者（町内事業所勤務者、町内区間鉄道・道路利用者等）対策について一層具体化していく必要がある。

【対 策】

1	観光客等の誘導・安全確保	……	商工観光課
2	企業等への一斉帰宅抑制の周知・促進	……	地域防災課
3	一時滞在施設の確保	……	商工観光課・地域防災課・生涯学習課

1) 観光客等の誘導・安全確保 [商工観光課]

大規模災害発生直後においては、公共交通機関の停止、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動の必要性等から、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促す。

2) 企業等への一斉帰宅抑制の周知・促進 [地域防災課]

企業等が従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄促進を図る。

3) 一時滞在施設の確保 [商工観光課・地域防災課・生涯学習課]

- ① 県及び町観光協会等と連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努める。
- ② 帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や災害時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。
- ③ 主要道路への滞留を防止するため、必要に応じ車中泊避難所を設置する。車中泊避難者には静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）等への健康管理に係る注意喚起を行う。
- ④ 帰宅困難者への水・食料、毛布等物資の配分については、避難所用備蓄品との共用を図りながら必要とする量を備蓄する。

(6) 要配慮者等に対する対策

要配慮者は、災害発生時に迅速・的確な行動が取りにくく、避難誘導、救助等を優先して行う必要がある。要配慮者の避難が最優先に行えるよう、民生委員児童委員、自主防災組織、ボランティア団体等と誘導方法、移送体制等を協議しておくものとする。

災害時には、避難行動要支援者名簿の登録状況に関わらず、要配慮者等について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

さらに、災害時における生活支援体制を整備するとともに、地域住民が一带となって協力し合える防災思想の育成に努める。その他、外国人対象の防災パンフレットの配布、点字による案内等を実施する。

また、福祉避難所の指定を行い、要配慮者の避難時の生活を確保するものとする。

【対 策】

1	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画	……	福祉課・地域防災課・保険健康課
2	避難誘導、搬送等	……	福祉課・地域防災課・保険健康課
3	避難対策	……	福祉課・地域防災課・保険健康課
4	要配慮者に対する全般的対策	……	福祉課・保険健康課・地域防災課
5	社会福祉施設等における対策	……	福祉課・保険健康課・各施設
6	洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の準備	……	地域防災課・各施設
7	在宅者対策	……	福祉課・保険健康課・地域防災課
8	医療施設入院患者等対策	……	保険健康課・各医療施設

1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画〔福祉課・地域防災課・保険健康課〕

- ① 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための「個別避難計画」を定める。この際、避難行動支援にあたる組織の許容力を正しく評価して、避難行動要支援者の対象者数を適切に設定し、実効性の確保を図る。
- ② 避難行動要支援者に関する情報を整理・把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項を記載する。
- ③ 平素から地域防災課と福祉課、保険健康課など関係課の連携及び福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自治会、町民等の避難支援等に携わる関係機関との連携により、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。計画には、避難行動要支援者名簿に記載する事項に加え、避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項を記載する。
 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、状況の変化等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎が被災した場合等においても、支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- ④ 消防機関、松田警察署、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意（個別避難計画については避難支援等実施者の同意）を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- ⑤ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- ⑥ 地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

⑦ 避難行動要支援者を安全・円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

2) 避難誘導、搬送等 [福祉課・地域防災課・保険健康課]

避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

3) 避難対策 [福祉課・地域防災課・保険健康課]

避難所において高齢者、障がい者等が安心して生活できるよう支援体制の整備に努める。

あらかじめ避難所の指定にあたっては、高齢者・障がい者等が必要な生活支援を受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した避難所（福祉避難所）の指定に努める。

また、高齢者、障がい者等の二次避難所として、設備・体制が整った高齢者福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の対応について協定を結ぶことに努める。

高齢者・障がい者等に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住宅（福祉仮設住宅を含む）の設置に努めるとともに、高齢者・障がい者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮する。

4) 要配慮者に対する全般的対策 [福祉課・保険健康課・地域防災課]

① 防災についての指導・啓発

広報等を通じ、対象者、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 対象者及びその家族に対する指導

a 要配慮者をとりまく災害時の危険に対する認識を深める。特に、阪神・淡路大震災の教訓から、家屋の耐震化、家具の転倒落下防止措置等、要配慮者の生活圏に存在する危険性を除去・軽減し、安心・安全な住まい方を実践すること。

b 町では、各家庭に最低3日分、推奨1週間分程度の備蓄を求めているが、要配慮者を抱える家庭においては、特に、要配慮者に配慮した備蓄を講じておくこと。

c 発生時には、近隣の協力が得られるように日常的に努力すること。

d 要配慮者及び女性の参画を含めた、多くの住民参加による定期的防災訓練に積極的に参加すること。

イ 地域住民に対する指導

隣近所や自主防災組織等において、地域に居住する要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備すること。

災害時には、対象者の安否確認・安全確保に協力する。

② 要配慮者の生活環境の安全化

ア 住家等の安全化

自力で住家等の安全化を図るのが困難な要配慮者に対し、家具転倒防止器具の設置を推進する。

また、必要な場合には、町営住宅への優先入居も含めた対策を検討する。

イ 要配慮者に配慮したまちづくりの推進

要配慮者の障害となる段差、階段等の解消や、要配慮者に分かりやすい大きな文字で書かれた避難場所案内標識等の設置を推進する。

③ 要配慮者支援体制の整備

ア 町民、ボランティア等による支援体制の整備

民生委員児童委員、近隣住民、介護職員、福祉ボランティア等による災害時の安否確認、救出救護、給食・給水等の援護措置等の支援体制を整備する。

イ 要配慮者に配慮した備蓄品の検討

各家庭における備蓄促進を図るほか、要配慮者に配慮した生活必需品等の備蓄に努める。備蓄品例は以下のとおりである。

No.	内 容
①	おかゆ、乳児用ミルク
②	備蓄食料を温めたり、暖かい食事を提供するための調理用火気器具
③	ウエットティッシュ、オムツ、車イス、簡易ベッド、ストマ用具等

ウ 要配慮者の状況に配慮した福祉避難所、二次避難所としての社会福祉施設等の活用や応急仮設住宅の設置及び運営方法等の検討

エ 診察機会等の確保対策

地震災害による診察機会の損失等により、生命に危険が及ぶおそれのある人工透析患者、難病患者等の安全を確保するため、医療機関へ災害発生時の機能確保対策の促進を図る。

5) 社会福祉施設等における対策〔福祉課・保険健康課・各施設〕

町内の社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、グループホーム・障がい者施設、保育園）には、災害発生時は自力で避難できない人々が多く入所通園する。これらの人々の安全を図るため、全般的対策に準じて以下の対策を講じる。

また、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する社会福祉施設の管理者に対し、危険区域、避難場所、避難基準等の情報を提供し、警戒・避難体制の確立などの防災体制の整備に努めるよう指導する。

① 施設の整備

社会福祉施設等は、施設の安全性を高めることが重要である。施設の耐震化や窓ガラスの飛散防災対策、生活必需品や医薬品類等の備蓄、非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行う。

また、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

② 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に入所入園者に対し、迅速かつ的確な対応を行うため、防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。また、施設職員や利用者に対し、防災教育や防災訓練を実施する。

地域住民及びボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

③ 二次避難所としての機能確保

災害時に、設備・体制の整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努める。

6) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の準備

[地域防災課・各施設]

洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在し、別紙2に示す要配慮者利用施設等の管理者は、水防法第15条及び土砂災害防止法第8条の規定に基づき、次の事項を準備・実施するものとする。

① 避難確保計画の作成

「避難確保計画」とは、洪水浸水または土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な「防災体制」、「避難誘導」、「施設の整備」、「防災教育及び訓練の実施」、及びその他の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置等を定めた計画である。

作成した計画は、職員のほか利用者や家族等施設訪問者にも日頃から確認できるように掲示板等に掲載して周知を図る。

② 避難確保計画の報告

要配慮者利用施設等の管理者は、避難確保計画を作成または修正した場合は、山北町長（地域防災課長気付）へ書面により報告するものとする。

③ 避難訓練の実施

要配慮者利用施設管理者は、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施することが義務付けられている。できるかぎり多くの関係者を避難訓練に参加させ、その実効性を検証し、不具合を是正して、より実効性ある計画となるように修正するものとする。

④ 町による支援・助言

計画の作成、または避難訓練の実施にあたっては、要配慮者利用施設等の管理者の要請に応じ、町（地域防災課）から支援・助言を受けられるものとする。

7) 在宅者対策 [福祉課・保険健康課・地域防災課]

3) に準ずるが、あわせて次の対策を実施する。

町は、一人暮らし老人及び単身の障がい者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高める。

8) 医療施設入院患者等対策 [保険健康課・各医療施設]

3) に準ずるが、あわせて次の対策を実施する。

医療施設管理者は、入院中の寝たきり老人及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、看護師詰所に隣接した病室やできる限り低層階等の避難救出が容易な病室に収容する等、特別な配慮をするよう努める。

(7) 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

災害時には水道施設が大きな被害を受けることが考えられる。計画的に飲料水を確保するとともに、避難所として指定した施設等にあらかじめ避難所設置用資機材や飲料水、食料、生活必需物資の備蓄を進める。

大規模災害が発生し、備蓄物資等が枯渇するおそれがある場合、速やかに物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

【対 策】

1	飲料水の確保と給水体制の整備	……	上下水道課・地域防災課
2	食料等の備蓄	……	地域防災課
3	防災資機材等の整備	……	地域防災課・保険健康課

1) 飲料水の確保と給水体制の整備 [上下水道課・地域防災課]

① 応急給水拠点による給水

被災直後の給水は、避難場所である小・中学校等を給水拠点として選定し、非常用飲料水貯留槽や配水池から給水タンクにより1人1日3リットルを基準とし、被災者に給水する。

② 公的施設の受水槽、高架水槽の利用

拠点給水による給水のほか、町内の小・中学校等の受水槽、高架水槽も利用する。

③ 給水用資機材の整備

応急給水に必要な資機材の整備を進め、濾水機等の機材は毎年定期点検を行う。

④ 水道施設の耐震化

水道施設の耐震化を進める。

⑤ 水道施設の応急復旧体制

水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、水道業者等との間において災害時における協定に基づき、応急復旧体制の整備に万全を期す。

⑥ 災害時の相互応援体制

災害時に自治体相互間で行う応援活動については、日本水道協会神奈川県支部に所属する市町と災害相互応援に関する覚書（協定編『協定－3』(p.290)による）を締結しているほか、水道施設破損時に上水道の安定供給を図るため、県西地域広域市町村圏において、「水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定」（協定編『協定－6』(p.301)による）を締結している。

また、災害時における相互応援に関する協定を締結している7自治体については、給水支援を含み相互に応援することとなっている。

2) 食料等の備蓄 [地域防災課]

① 食料等の備蓄

ア 応急食料としてサバイバルフーズ、アルファ米等の備蓄を計画的に行う。

イ 食物アレルギーや要配慮者に配慮した食料品目の検討を行い、備蓄に努める。

ウ 応急給食を行うため、食料関係機関及び業者等と食料調達に関する協定を締結しておくものとする。

② 生活必需物資の備蓄

ア ブルーシート、毛布等緊急に配布することが予想される物資を計画的に備蓄する。

イ 車椅子、オムツ等要配慮者に配慮した生活関連物資の検討を行い、備蓄に努める。

ウ 生活必需物資に関し、業者等と物資調達に関する協定を締結しておくものとする。

③ 高齢者、障がい者等への配慮

食料、生活必需物資等の備蓄に際して、高齢者、障がい者、女性、乳幼児等や季節性に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進める。

3) 防災資機材等の整備 [地域防災課・保険健康課]

① 防災倉庫の整備

災害発生時の応急対策活動を迅速に実施するため、防災センター地下防災倉庫に防災資機材等を重点的に備蓄、整備する。また、避難所に設置した防災備蓄倉庫（資料編『資料－6』（p.248）による）の防災資機材等（資料編『資料－7』（p.249～251）による）の定期点検を実施する。

② 防災資機材等の整備

災害発生時の救助、救出及び被災地における応急対策活動用資機材の整備充実を図る。

③ 医療器具、医薬品等の備蓄調達

災害時の医療救護活動を迅速確実にを行うため、医療器具、医薬品等の備蓄を計画的に推進する。

(8) 医療・救護・防疫対策

大規模な災害が発生した場合に、重傷者やその他多数の医療救護活動を必要とする傷病者の発生が予想される。医療救護活動においては、災害発生直後の初動対応が重要であり、いかに迅速に医療救護本部の初動体制を確立するか、負傷者等に対する迅速で適切な医療救護、防疫活動が実施できるか、医療情報機能をどのように充実・強化していくかが重要である。そのため、本町には足柄上医師会と協議し、町及び医師会救護班が直ちにに対応できる体制やDMAT（※）の受入体制を整備する。

※ DMATとは

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）の頭文字をとって略して「DMAT（ディーマット）」と呼ばれ、「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」と定義されている。

また、災害の被災地域においては、感染症が発生しないよう、予防のための対応を実施する体制づくりを確立するとともに、被災者の心身にわたる健康確保体制の整備に努める。

なお、南海トラフ地震等の広範囲かつ大規模な災害時には病院の機能低下が懸念されることから、町民が医療の途を失った場合に、応急的に医療または助産を実施する体制を整備する。

【対 策】

1	医療機関との協力関係の構築	……	保険健康課
2	要配慮者の医療環境の把握	……	保険健康課
3	町民等の自主的救護体制の整備	……	保険健康課
4	広域応援医療体制の整備	……	保険健康課
5	通信手段の確保	……	地域防災課・保険健康課
6	防疫用薬剤及び器具の備蓄	……	地域防災課・保険健康課・環境課
7	被災者の健康確保	……	保険健康課
8	広域火葬体制の検討	……	環境課

1) 医療機関との協力関係の構築 [保険健康課]

- ① 災害時の電話回線の不通、あるいは、殺到・集中により、電話がかかり難くなること（ふくそう）等に備え、医療機関との情報伝達手段の整備を検討する。
- ② 搬送が必要な傷病者のために、ヘリコプター等を利用した搬送が円滑に行えるよう、防災関係機関と具体的な対応方策を検討する。

- ③ 災害で多くの負傷者が出て医療能力を上回りそうな場合は、トリアージ（災害時に負傷者を、緊急治療群、待機治療群、治療保留群、搬送適応外群に振り分けること）が必要になる。防災訓練時には、負傷者の殺到を想定した実践的なトリアージ訓練を行う。
- ④ 医療施設の耐震化を促すとともに、水、電気等のライフラインの確保対策を推進する。
- ⑤ 医療機器の固定、薬品棚の転倒防止など、設備の耐震性を促進する。
- ⑥ 救護班が使用する医薬品及び医療資機材の備蓄を推進するとともに、医師会等と連携し、医薬品等の供給体制の整備を行う。
- ⑦ 災害の規模または被害状況に応じて、県、日本赤十字社神奈川県支部等の医療関係機関に対する応援要請体制を整備する。

2) 要配慮者の医療環境の把握 [保険健康課]

地震による医療機会の喪失が生命に危険を及ぼすおそれのある要配慮者は、医療面での援助を、特に、必要とするため、平常時において要配慮者の医療環境を把握しておくものとする。

3) 町民等の自主的救護体制の整備 [保険健康課]

大規模地震時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、自主防災組織、町民等に対し、救護所や医療機関への負傷者搬送活動等について、自主的に対応する必要があることを、広報、研修等により、周知徹底する。

4) 広域応援医療体制の整備 [保険健康課]

町内の医療機関で対応困難な重傷者等については、後方医療施設へ搬送し治療を行うことになる。後方医療施設について、所在、搬送経路、診療科目等について把握しておくとともに、防災関係機関と医療情報のあり方や負傷者搬送体制について、検討しておく。

また、町は、医療救護活動の実施が困難な場合、県を通じ、応援を要請することになるが、そのための受入れ体制を整備する。

5) 通信手段の確保 [地域防災課・保険健康課]

災害時には町内の医療機関及び後方医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の整備に努める。

併せて、消防（救急）・医療関係機関等に防災行政無線機（移動系）を事前配備する。

6) 防疫用薬剤及び器具の備蓄 [地域防災課・保険健康課・環境課]

消毒剤、消毒散布用器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時から確保に努める。

また、防疫・保健衛生活動の要領・内容に習熟し、それに対応した体制を整備する。

7) 被災者の健康確保 [保険健康課]

避難所でのなれない集団生活や、救援活動等に伴う環境の変化は、被災者に多大な精神的ストレスを与える一因となる。負傷者治療を主とする従来の医療活動と並行して、精神医学的治療によるストレスの解消や、保健師等によるメンタルケアの充実が必要なことから、災害時における被災者の健康確保の体制を次のとおり整備する。

ア 災害時における保健指導マニュアルの作成

イ 保健師への専門研修の実施

ウ 難病患者、慢性疾患患者、妊産婦に対する支援体制の整備

エ 避難所における健康相談、メンタルケアの実施体制の整備

オ 災害時の精神科医療についての普及啓発

8) 広域火葬体制の検討 [環境課]

災害時における遺体対策を進めるため、火葬の手配をし、必要に応じて神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努める。

この際、仮埋葬（臨時の土葬）等は、遺族や葬儀関係者の心的影響を考慮して、真にやむを得ない場合を除き実施を避ける。

(9) 文教対策

地震時における児童・生徒等の生命、身体の安全を確保するため、町、教育委員会、学校が連携して、各種対策を実施し、防災体制の整備を図る。

【対 策】

1	学校等における防災体制の整備	……	こども教育課・地域防災課
2	町・教育委員会における防災体制の整備	……	こども教育課・地域防災課
3	学校等における避難所の開設・縮小	……	こども教育課・地域防災課
4	文化財の保護	……	生涯学習課

1) 学校等における防災体制の整備 [こども教育課・地域防災課]

- ① 家庭・地域と連携した防災訓練及び避難訓練を実施する。
- ② 児童・生徒等の通学路の安全点検を行う。
- ③ 災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校において作成している防災計画等の見直しを行い、実行性のある避難・誘導・保護計画を定める。
- ④ 防災教育指導資料を活用し、児童・生徒等に対し、災害の原因、危険性、安全な行動の仕方等の防災教育を進める。

2) 町・教育委員会における防災体制の整備 [こども教育課・地域防災課]

- ① 学校等施設の安全点検を実施し、耐震補強工事を推進する。
- ② 学校等施設の安全性の向上を図るため、窓ガラス飛散防止フィルムの貼付けを実施する。
- ③ 特別支援学級等の障がいがある児童・生徒等の避難については、障がいの状態をよく把握し、迅速に対応できる体制を整える。
- ④ 教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行う。
- ⑤ 災害時における応急教育の実施に万全を期すため、教育施設、教職員、学用品等の確保対策を講じる。

3) 学校等における避難所の開設・縮小 [こども教育課・地域防災課]

町は、小中学校を災害時の避難所に指定しているため、避難所の開設、運営時の学校及び教職員の対応について、教育委員会及び当該学校長と協議を行う。

この際、教育を早期に再開するために、他の避難所との整理統合を進めて適切に避難所の縮小を図る。

4) 文化財の保護 [生涯学習課]

文化財を保護するため、地域における文化財の所在情報の充実、整理を行い、防災関係機関等と情報を共有するとともに、県と連携して文化財の震災対策を進めるために設置した文化財大規模災害対策検討分科会での協議に基づき、被災時における文化財のレスキュー活動を含めた対応や文化財防災マニュアルの作成等、具体的な災害時の文化財防災対策の検討を進める。

(10) 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

道路等の都市施設は、災害の拡大を防止する上での重要な役割を果たすとともに、災害発生後においても救援物資輸送等の救援活動の根幹をなすものとなる。

大規模災害が発生した場合、道路の不通箇所が多数発生することが予想されることから、緊急通行車両の通行や緊急輸送の確保に向けた緊急輸送道路の事前の防災対策が必要である。

さらに、災害発生後の応急対策活動を円滑に行うため、県指定の緊急輸送道路（資料編『資料－8』(p.252)による）と整合性を図り、町の緊急輸送道路（資料編『資料－9』(p.253)による）を指定する。

【対 策】

1	道路の整備	……	都市整備課
2	橋梁の整備	……	都市整備課
3	緊急輸送道路の確保	……	都市整備課
4	緊急輸送道路等の安全点検及び復旧体制の整備	……	都市整備課
5	ヘリポート等の整備	……	地域防災課・各施設

1) 道路の整備 [都市整備課]

① 主要な町道、避難所（資料編『資料－5』(p.248)による）アクセス道路等防災上重要な道路の整備を推進する。

② 道路の整備にあたっては、占用物の適切な指導など防災上の配慮を行う。

2) 橋梁の整備 [都市整備課]

地震時における橋梁の確保のため、定期的に安全点検を実施し、耐震基準に基づいた耐震補強工事や補修に努める。

3) 緊急輸送道路の確保 [都市整備課]

災害応急活動及び警戒宣言発令時の事前対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送のため、緊急輸送道路を事前に確保する。

4) 緊急輸送道路等の安全点検及び復旧体制の整備 [都市整備課]

一般道と高速道や鉄道の立体交差地点、トンネル等の重要構造物の安全点検を進めるとともに、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について備蓄を行う。

災害時における道路等の応急復旧については、「山北町建設業協同組合との地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定」（協定編『協定－12』(p.314～316)による）により実施する。

災害時の応急復旧体制の強化を図るため、被害想定に基づく応急復旧訓練を関係機関、関係業者と実施する。

また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図り、道路管理者相互の連携強化に努める。

5) ヘリポート等の整備 [地域防災課・各施設]

① 大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進める。

② 緊急医療を要する被災者の受入病院とアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保に努める。また、災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を、自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前に配布する。

- ③ 災害情報収集または緊急物資輸送に使用する大型ドローンの離発着地及び操縦ポイント（候補地）について、孤立が予想される地域を重点に予め選定する。

(11) ライフラインの応急復旧対策

大規模災害時には、広範囲にわたって電気、ガス、水道などのライフライン施設に被害が発生し、復旧に時間を要することから、復旧用資機材の備蓄強化など応急復旧が迅速に行えるよう、さらなる体制の充実が必要である。

【対 策】

1	下水道対策	……	上下水道課
---	-------	----	-------

1) 下水道対策 [上下水道課]

下水道は、都市基盤的施設であり、地震により機能が停止した場合、町民の生活に多大な影響を与え、また、復旧に長時間を要することになる。災害時にはまず、汚水を排水する機能を確保し、被害の程度に応じて汚水の処理水質を段階的に向上させ、下水道の機能を早期に復旧するよう対策をさらに進める。

(12) 災害廃棄物等の処理対策

災害廃棄物等の処理・処分の手順や方法を定めた災害廃棄物等処理計画を策定することなどにより、災害時における応急体制の確保に努める。

ごみ処理施設及びし尿処理施設の浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努める。

【対 策】

1	一般廃棄物処理施設の整備	……	環境課・上下水道課・地域防災課
2	災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等	……	環境課
3	災害時の相互協力体制の整備	……	環境課・地域防災課

1) 一般廃棄物処理施設の整備 [環境課・上下水道課・地域防災課]

ごみ処理施設の浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努める。

① ごみ処理体制の整備

地震災害時には、通常的生活ごみに加えて、地震により壊れた食器、家具類、ガラス、瓦、倒壊ブロック等の災害廃棄物が発生する。災害廃棄物は、通常の処理体制では対応できないことが予想される。ごみの種類に応じた処理計画を策定しておくものとする。

② し尿処理体制の整備

ア し尿処理体制の整備

災害時のし尿処理に関し、足柄上衛生組合と連携し処理体制の確立を図る。

イ 災害用仮設トイレ等の整備

災害時の水道施設等の被害を想定し、仮設トイレ等を備蓄整備する。また、下水道マンホールを仮設トイレとして活用できるよう、資材の整備を図る。

2) 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等 [環境課]

生活ごみや災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物等の処理・処分計画をあらかじめ策定することなどにより、災害時における応急体制の確保に努める。

① 災害廃棄物処理計画の策定

災害廃棄物の処理に関し、地震発生後の発生量の予測、運搬体制、一時集積場所の確保等を円滑に進めるため、被害想定等に基づく事前計画を策定し、処理計画の実効性を確保するために継続的な見直しを図る。

② 災害廃棄物の一時集積場所の選定

災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、災害廃棄物の一時集積場所の候補地を選定しておく。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障がないこと。
- ウ 搬入が容易なこと。
- エ 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

3) 災害時の相互協力体制の整備 [環境課・地域防災課]

周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、災害時の相互協力体制の整備に努める。

(13) 広域応援等受援体制の整備

災害時における広域的な応援は、救援・救護、応急・復興対策に多大に貢献するものと期待されている。しかし、広域応援が効率的に機能するためには、応援に来る機関職員の受入れ体制(的確な現地情報の提供や寝食を賄う施設の整備等)が重要な要素となる。

特に、大規模災害時には、各関係機関による「救助・救急・消火」、「医療・救護」、「支援物資」等の多岐にわたる支援が実施される。関係機関の応援は、発災直後から実施され、被災自治体は混乱の中で、応援機関・部隊との調整等が必要となるため、県と町が連携した被災地域への応援体制の充実を図るとともに、迅速かつ円滑に多機関からの応援を受入れる、受援体制を整備する必要がある。

また、平時から、防災関係機関との「顔の見える関係」の構築を図るとともに、応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための執務スペースを確保するなど、受援体制の整備に努める。

【対 策】

1	広域応援の受入体制等の強化	……	地域防災課
2	応援機関との連携の強化	……	地域防災課
3	県との応援体制の強化	……	地域防災課
4	協定に基づく受援・支援計画の策定	……	地域防災課

1) 広域応援の受入体制等の強化 [地域防災課]

広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進める。
庁舎内に業務エリア、インターネット環境、専用電話等を確保する。

2) 応援機関との連携の強化 [地域防災課]

他の自治体との相互応援協定の締結を拡大するとともに、応援活動を確保するため、器具の整備を進める。

3) 県との応援体制の強化 [地域防災課]

大規模な災害が発生し、町単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック間で相互に連携し、迅速かつ的確な応援ができるよう、一層の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行う。

また、他の市町村を迅速に応援できるよう応援体制を整備する。

4) 協定に基づく受援・支援計画の策定 [地域防災課]

町は、大規模な震災の発生時において、協定等に基づき関係自治体等からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、計画を策定する。

(14) 町民の自主防災活動の拡充強化

災害発生時の被害の軽減を図るためには、迅速、的確な対応が必要である。そのためには、町民、事業者等の自発的な防災活動が極めて重要である。

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき、地域住民が自主的に結成する組織が「自主防災組織」である。町は、平素から自主防災組織の育成・強化を推進する。

また、企業等についても、防災組織等の育成を促進し、町及び防災関係機関との協力体制を定めておくことが必要である。

【対 策】

1	町民への周知等	……	地域防災課
2	自主防災組織の育成	……	地域防災課
3	消防団の機能強化	……	地域防災課
4	企業防災の促進	……	地域防災課・企業
5	防災組織相互の連携	……	地域防災課・防災組織

1) 町民への周知等 [地域防災課]

大規模災害を想定した広域防災訓練、町域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の向上を図る。また、災害発生時に町民の役割が明確になるよう努めるとともに、防災資機材の利用方法などの習熟に努める。

2) 自主防災組織の育成 [地域防災課]

町では、自治会を中心とした自主防災組織の育成を行うとともに、防災力の強化を図る。

① 組織の育成

町は、防災ハンドブック、広報紙、防災訓練等のあらゆる機会をとらえ、防災意識や連帯意識の高揚を図るとともに、防災資機材等の整備、活動拠点の整備等について支援する。

② 防災リーダーの育成・活用

町は、防災に関する専門的知識・技能を有して自主防災活動において中心的な役割を担う防災リーダーの育成に努め、地域の自主防災活動の充実強化を図る。なお、その際には、女

性の参画の促進に努めるとともに、女性リーダーの育成に努める。

③ 組織の活動

自主防災組織は、その組織機能を十分発揮するため、情報連絡、消火、救出・救援等の活動内容毎に、平常時・災害時ともに、班別の役割を明確にしておく必要がある。

町は、県及び防災関係機関の協力のもと、防災研修会等を開催し、自主防災組織の活動を支援するとともに、防災訓練等の実施を通じて連携強化を図る。

④ 防災資機材等の整備

自主防災組織の防災資機材等の整備に努める。

自主防災組織の活動内容（例）

	平常時の活動	災害時の活動
情報連絡班	・ 防災意識の普及及び高揚	・ 情報の収集、伝達及び広報
消火班	・ 出火防止及び初期消火の徹底 ・ 初期消火訓練	・ 出火防止 ・ 初期消火
救出・救援班	・ 資機材の備蓄、保守管理 ・ 救出及び救護訓練	・ 救出救援 ・ 救助物資の配分
避難誘導班	・ 避難訓練	・ 避難誘導
給食・給水班	・ 給食・給水訓練	・ 給食・給水

3) 消防団の機能強化〔地域防災課〕

消防団員の確保及び車両・資機材等の整備を進め、消防団の充実強化に努める。

また、消防団と協力し、自主防災組織が実施する避難誘導、初期消火、情報収集、応急救護、炊き出し訓練などの活動内容に対して指導を行っていく。

4) 企業防災の促進〔地域防災課・企業〕

企業は、地域社会の一員として、災害時における役割（客や従業員の安全の確保と被害の軽減、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。このためには、企業の防災に係わる取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

また、地震に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行い得るよう、小田原市消防本部による防火管理者講習会等を通じて、事業所の防災組織の育成を図るなど防災体制の強化に努める。

5) 防災組織相互の連携〔地域防災課・防災組織〕

町は、自主防災組織、事業所、ボランティアなどの防災関係団体が連携して取り組むべき平常時、災害時の防災対策活動を協議調整する防災連絡会（仮称）を設置する。

平常時及び災害時の個人・家庭・隣近所・自主防災組織の活動概要

	平常時	災害時
個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・各個人の日常生活圏の危険性の点検 ・家屋や塀の耐震強化措置 ・家具の転倒落下防止措置 ・出火防止体制の整備 ・耐震消火装置付器具の使用と作動状況の点検 ・安全な火気使用環境の確保 ・初期消火体制の整備 ・初期消火器具の確保と使用訓練 ・避難場所・ルートの確認と安全性のチェック ・救出用資機材の保管・避難用品の整理 ・必要な物資の備蓄（最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止 ・初期消火 ・家族の安否確認及び保護 ・情報の的確な受信・伝達 ・家屋の安全確認・危険箇所の点検
隣近所	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の安全対策の話し合い ・近所の災害環境の共同監視 ・救出用資機材の共同管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所の生き埋め者（倒壊家屋の下敷きになった者等含む）の救出活動、負傷者搬送 ・隣近所の出火防止措置 ・隣近所の家庭にガス元栓閉栓呼びかけ ・高齢者世帯等の出火防止措置 ・初期消火活動への従事 ・近所の要配慮者の安否確認 ・要配慮者の救出・避難誘導
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、隣近所への防災対策の呼びかけと推進（特に、出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置の推進） ・危険箇所の点検・除去 ・避難場所・ルートの確認と安全性のチェック ・救出用資機材の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・救出活動の喚起（救出協力者を募る） ・出火防止措置の喚起 ・初期消火活動の応援 ・近所の要配慮者の安否の確認の喚起 ・要配慮者の救出・避難誘導・搬送 ・避難所の開設・管理運営 ・給食・給水

(15) 災害救援ボランティア活動の充実強化

大規模災害時には、全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地支援に駆けつけるが、迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化、育成したボランティアの活用、ボランティア団体の活動に必要な資機材・活動資金の確保等が課題となる。

災害時において、救援、復興に大きな力となるボランティアの活動を円滑に行うための体制整備を図る。

【対策】

1	災害救援ボランティア受入体制の整備	……	福祉課・社会福祉協議会
2	ネットワークづくりの推進	……	福祉課・社会福祉協議会
3	人材の育成と活用	……	福祉課・社会福祉協議会
4	マニュアルの作成等	……	福祉課・社会福祉協議会

1) 災害救援ボランティア受入体制の整備 [福祉課・社会福祉協議会]

関係機関・団体等の協力のもと、災害ボランティアセンターを開設する。また、災害救援ボランティアの受入体制及び活動環境の整備、ボランティアニーズの把握及び各ボランティア団体への情報提供等について定めるよう努める。

① ボランティア活動拠点の充実

ボランティア活動の拠点の充実を図る。

② ボランティア受入れ窓口

ア 専門ボランティア

a 活動内容が明確な場合は、担当部が窓口となる。

b 活動内容が広範囲におよぶ場合は、福祉課及び社会福祉協議会が担当する。

イ 生活支援ボランティア

a 福祉課と社会福祉協議会が共同で受け付ける体制（ボランティアによるボランティアの受付窓口）を整備する。

b ボランティアコーディネーターの養成

ボランティア活動を調整するボランティアコーディネーターの養成を関係機関に依頼する。

③ 防災ボランティア（特殊技能者）の登録

防災活動上、有用な特殊の技能を有した者（例：建物の応急危険度判定士、看護婦経験者、アマチュア無線技術者、大型運転免許所持者、通訳、コンピューター技術者等）で災害時の協力を得られる者については、防災ボランティア登録制度を社会福祉協議会と共同で実施する。なお、登録者のデータは、各課等より速やかに地域防災課へ連絡する。

④ 各種関係団体との協力体制の整備

各種関係団体等と関係課との間で、平常時から連携を密にしておくとともに、協力体制等を整備しておく。

⑤ 各種関係団体との協力体制の整備ボランティア受入れ活動の整備

No.	項目	概要	
ア	依頼する活動内容の整理 ※ボランティアへ依頼する活動内容について、右を参考にあらかじめ検討しておく。	ボランティアの種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門ボランティア 医師、看護婦、建築士（応急危険度判定士）、アマチュア無線技術者、大型運転免許所持者、建設重機操作技術者、通訳、コンピューター技術者等 ・ 生活支援ボランティア 特別の職能を有さないボランティア

No.	項目	概要	
		ボランティアの活動内容例	<ul style="list-style-type: none"> ・救出、捜索活動 ・緊急医療活動 ・建物の応急危険度判定活動 ・応援の防災関係者等に対する道案内（ナビゲーター） ・被災者、避難者への炊き出し ・被災者のための生活支援情報の提供 ・被災者に対するメンタルケア等の健康管理支援活動 ・被災者に対する各種生活相談 ・避難所の運営支援 ・要配慮者に対する飲料水、食事の運搬等の生活支援活動 ・外国人に対する通訳支援、母国語での情報提供 ・物資集積拠点等における物資の管理、仕分け、配送 ・子供の遊び相手、一人暮らし老人の話し相手 ・家の片付け ・ごみ処理 ・交通整理 ・引越しの手伝い ・その他
イ	事故に対する補償	ボランティア保険へ加入を検討する等、ボランティアの事故に対する補償について検討しておく。	
ウ	材料費の負担	活動に伴う材料費等の負担について検討しておく。（平常時から関係機関との協議を行う）	

2) ネットワークづくりの推進 [福祉課・社会福祉協議会]

平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との協働による災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、災害時を想定した連携協力体制づくりに努める。

3) 人材の育成と活用 [福祉課・社会福祉協議会]

災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図る。

4) マニュアルの作成等 [福祉課・社会福祉協議会]

大規模な災害が発生した際に、県内外から駆けつける多くのボランティアを円滑に受入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、それぞれ社会福祉協議会等と協働して、災害時におけるボランティアセンターの運営等に関するマニュアル（手順書）等を作成する。

また、ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した防災訓練を実施し、作成した災害救援ボランティア支援マニュアルの検証・見直しを行う。

(16) 防災知識の普及

災害発生時の被害の防止や軽減を図るためには、町及び防災関係機関が災害対策を推進することとはもとより、町民一人ひとりが自発的かつ適切な行動が重要である。

災害の種類は、地震や風水害といった従来からの災害に加え、ゲリラ豪雨や竜巻、突風など近年身近になってきた災害についても横浜地方気象台と連携して普及、啓発に努める。

町民に対し、防災センター防災展示ホールにおいて、各種防災情報等の周知を図るとともに、広報紙、講演会、研修会、防災訓練等あらゆる機会を通じて防災知識の普及に努める。また、町

職員をはじめ、児童・生徒及び防災上重要な施設の管理者に対して防災教育を行う。

なお、防災知識の普及の際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等の多様性に十分配慮するよう努める。

【対 策】

1	町民等への防災知識の普及	……	地域防災課
2	学校、社会福祉施設等における防災教育の推進	……	教育委員会・福祉課・保険健康課
3	職員に対する研修	……	地域防災課

1) 町民等への防災知識の普及 [地域防災課]

① 町民への防災知識の普及

町の広報紙や防災ハンドブック等により、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図る。

また、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、国土地理院関東地方測量部と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策等について、普及啓発を図る。

また、地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

広報の重点項目

No.	項 目	内 容
①	平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の防災会議の実施 ・地震・風水害の知識 ・建物の点検と補強、家具の固定方法 ・屋外の転倒落下危険物への対策 ・火災予防・消火用器具の準備 ・避難方法、経路、場所、連絡方法の確認 ・非常持ち出し品等の準備 ・防災訓練への参加 ・最低3日分、推奨1週間分の水・食料等の備蓄 ・緊急地震速報の仕組みや利用の心得
②	災害発生時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ・身の安全を守る対策 ・火の始末、消火方法 ・救出・救護の方法 ・避難方法 ・避難所の生活 ・自主防災組織の役割
③	地域防災計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・町の災害特性、災害別・地域別の危険度、避難場所等

② 家庭における身近な防災対策等の普及

地域の防災的見地からの防災アセスメント（災害誘因(地震、台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業のこと）を行う。

町民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、町民等に配布するとともに研修を実施するなど、防災知識の普及啓発に努める。

なお、浸水想定区域、避難所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ等の作成にあたっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

③ 帰宅困難者に関する普及啓発

大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則を町民、企業、学校、関係団体などへ周知を図り、対応の徹底を促す。

2) 学校、社会福祉施設等における防災教育の推進 [教育委員会・福祉課・保険健康課]

① 公立学校における防災教育の推進

防災教育指導資料等を活用し、防災教育を進める。また、学校等からの要請に応じ、防災教育等に防災業務担当職員を派遣・支援する。

② 社会福祉施設等における防災教育の推進

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、風水害等災害に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進する。

③ 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

町及び関係機関は、危険物を有する施設、社会福祉・医療施設等防災上重要な施設の管理者に対して、防災教育を実施する。また、施設管理者が、施設職員や利用者に対して、災害等に関する基礎知識や災害時対応についての防災教育を行うよう指導する。

3) 職員に対する研修 [地域防災課]

災害の発生時には、職員個々の正確な状況判断が要求される。職員の災害時における適切な判断力を養成し、自発的に責任をもって行動しうるよう防災教育を実施する。

また、職場内における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図るよう努める。

① 役割等の周知

災害時における参集、配備及び応急活動における役割を明確にした職員行動マニュアルを配布し、災害時における参集、配備及び応急活動における役割等を周知する。

② 講習会、研修会等への参加促進

職員への防災研修、防災講演会等により防災教育を行う。

災害時に感染症等が発生した場合の対応について、職員に対して様々な被災場面を想定した研修等を実施する。

ア 救急、救命講習会への参加

イ 町、防災関係機関が行う講習会、研修会への参加

ウ 防災行政無線の取扱い

(17) 防災訓練の実施

地域防災計画の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術習得を図るため、大規模地震発生時及び警戒宣言発令時を想定した防災訓練を実施する。

【対 策】

1	多様な訓練の実施	……	地域防災課・消防団・各課
2	実践的な訓練の実施	……	地域防災課・消防団・各課
3	地域特性に応じた訓練の実施	……	地域防災課・消防団・防災組織

1) 多様な訓練の実施〔地域防災課・消防団・各課〕

地域の実情を踏まえ、大規模災害を想定した広域防災訓練や市町村域・コミュニティレベルで多様な場면을想定した防災訓練を実施する。

また、被災時の男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮した防災訓練や避難訓練を実施する。

様々な場면을想定した災害対策本部等の運営訓練、情報受伝達訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練等を重ね、非常時に臨機応変に対応できるよう努める。

① 総合防災訓練

大規模災害発生時には、情報の収集・伝達、町民の避難、救出救護など広範な対策の的確・迅速な実施が同時に要求される。

町及び防災関係機関は、情報受伝達訓練、避難訓練、救出救護訓練、火災防御訓練、ライフライン復旧訓練などの個別訓練を有機的に連携させた総合防災訓練を実施する。

また、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練、学校等と連携し、児童等の安全を確保する訓練等も取り入れる。

② 防災関係機関等の個別訓練

町・県及び防災関係機関は、災害時に実施すべき事務または業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、あらゆる場면을想定した情報受伝達訓練、参集訓練、図上訓練を定期的実施する。

③ 自主防災組織、事業所等の訓練

行政の対応能力を超えた災害も想定されるため、自主防災組織、事業所等独自の初期消火、救出救護、避難誘導等の活動が被害の軽減に大きく寄与することが予想される。

町は、自主防災組織、事業所等が、「自らの身は、自ら守る。自分たちのまちは、自分たちで守る。」という防災の基本に立って適切な活動が行えるよう、初期消火、避難救出救護訓練等、実践的な訓練を実施するよう指導助言する。

④ 防災訓練実施計画

総合防災訓練及び各機関の個別訓練について、次表のとおり定める。

防災訓練等を通じて得られた教訓・課題等は訓練終了後整理し、その結果を地域防災計画の修正や次回訓練の際に有効に活用する。

総合防災訓練及び各機関の個別訓練は以下のとおりである。

No.	区分	実施団体	実施時期	実施場所	実施方法
①	総合防災訓練	町・各機関	防災週間中	町内全域	各防災関係機関、自主防災組織等が一体となって、総合的効果的活動を実施する。
②	地震災害警戒本部 災害対策本部 運営訓練	町	防災週間中	役場庁舎	大地震の発生及び警戒宣言を想定し、予知対応型訓練（非常招集・本部運営・情報伝達訓練）と、災害対応型訓練（応急救護・応急給水等）を行う。
③	自主防災訓練	自主防災組織	適宜	適宜	消火・避難・救出救護・炊出し、その他防災活動を行う。
④	水防訓練	消防団	5月	水害危険区域	図上または実地訓練とし、必要に応じて県と合同または他の関係機関と併合して行う。
⑤	消防総合演習	消防団	10月	適宜	実地訓練とし、消防団の連携の確認を行う。
⑥	遭難救助訓練	町遭難救助隊	5月	西丹沢区域	山岳遭難に対応した訓練を行う。
⑦	参集訓練	町	適宜	役場庁舎	災害時における職員の動員が円滑かつ迅速に行われるように実施する。
⑧	通信連絡訓練	町・各機関	適宜	適宜	災害対策を有効、円滑に実施するための把握及び指令の伝達が迅速かつ適切に行われるよう実施する。
⑨	避難訓練	学校等	適宜	各施設	学校、保育施設等の建物内の人命保護を目的として実施する。

2) 実践的な訓練の実施 [地域防災課・消防団・各課]

積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。実施にあたって、訓練の目的を設定した上で、その被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、避難所開設訓練や避難行動要支援者にも参加してもらうなど災害時を想定した実動訓練や参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるように努める。

また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

3) 地域特性に応じた訓練の実施 [地域防災課・消防団・防災組織]

民間の救護組織と連携して防災訓練を実施する。

関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練を実施する。

消防活動が円滑に行えるよう、消火、救出救助、避難誘導等の訓練を実施する。

特に、災害発生時の初期対応の徹底を図るため、自主防災組織育成基本方針に定める情報収集・伝達、避難、救出救護、消火訓練を重点的に実施する。

(18) 観光客安全対策

本町は、町域に丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園を有し、雄大な自然や温泉に恵まれた自然豊かな観光地で、都心からの交通の利便性と相まって、年間延べ117万人（令和3年）（商工観光課調べ）にもものぼる観光客が訪れる。

本町を訪れる多くの観光客の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

【対 策】

1	観光施設に関する対策	……	商工観光課・各施設
2	宿泊施設に関する対策	……	商工観光課・地域防災課・各施設
3	滞留観光客に関する対策	……	商工観光課・地域防災課
4	交通機関に関する対策	……	地域防災課・都市整備課
5	外国人観光客に関する対策	……	商工観光課

1) 観光施設に関する対策 [商工観光課・各施設]

① 施設面での安全性確保

町内の観光施設について、既設の施設に関してはその防災性能の改善を図るとともに、新設する際には十分な災害に対処できるよう安全性を確保する。

② 従業員等に対する防災教育

観光施設の従業員等は、観光客に対し臨機に適切な措置をとる必要があるため、日頃から避難路の確保や安全確保措置に習熟していなければならない。観光施設の管理者等は、従業員等に対し、防災情報の提供等、防災教育を積極的に行うものとする。

③ 標識等の整備

観光施設管理者等は、観光客が施設内において、災害時に適切な行動がとれるよう、案内標識等を設置するものとする。

2) 宿泊施設に関する対策 [商工観光課・地域防災課・各施設]

町内の旅館等の宿泊施設は、観光客の災害に対する安全性の確保に努め、緊急時の避難収容施設、救護施設としての活用体制を確立する。

① 防災計画の作成

個々の宿泊施設について、それぞれの事情に即した防災計画の作成を指導する。

② 防災研修会の開催

町内の宿泊施設管理者を対象として、防災研修会を開催する。

③ 防災訓練の実施

宿泊施設が自ら作成した防災計画に基づき、災害時に従業員等が分担する任務を適切に遂行できるよう、適宜防災訓練を実施するものとする。町は、宿泊施設管理者が行う防災訓練に対し、指導・援助を行う。

④ 標識等の整備

宿泊施設管理者は、観光客が災害時に適切な行動がとれるよう、案内標識等を設置するものとする。

3) 滞留観光客に関する対策 [商工観光課・地域防災課]

災害の規模により、観光客は、滞留を余儀なくされる。町は、各地区に収容施設として避難所を設けているが、災害の時期によってはその人数も多大なものと予測される。そのため、以下の対策に取り組む。

① 収容対策

町は、滞留観光客の収容施設について、町観光協会、中川温泉旅館組合等、関係団体を中心に協議し、緊急時の受入れ対策を進めるものとする。また、滞留する観光客の食料、生活必需品の確保にも努めるものとする。

② 移送対策

町内に滞留する観光客等の被災地外への移送方法・手段（車両等）について、バス事業者等関係機関と協議し、協定を締結し対策を進めるものとする。

4) 交通機関に関する対策 [地域防災課・都市整備課]

① 道路交通の安全性の確保

道路管理者は、災害時には、マイカー観光客が道路に孤立することが予測されるため、あらかじめ関係機関と十分協議し、マイカー観光客の災害安全性を高めるよう努めるものとする。

② バス・鉄道等に関する対策

各交通機関は、災害計画に基づき乗車中の観光客等の避難誘導等がスムーズに実施できるように、また、駅構内等に滞留する観光客等の安全対策について、適宜防災訓練を実施する等災害に対する安全性の強化に努めるものとする。

5) 外国人観光客に関する対策 [商工観光課]

町は、外国人観光客の安全対策、情報提供方法等について、町観光協会、中川温泉旅館組合等、関係団体と協議するとともに、避難所案内板の外国語表示等の対策を進めるものとする。